

少年少女を取り巻く環境

佐々木 智絵 杉 愛美 吉田 理紗

中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

戦後 50 年の間に日本は高度な技術革新により様々な進歩を遂げ、人々の生活は豊かに便利になってきた。また、高度成長期から成熟した国家へと進化する中、民主化の定着による男女平等の基本的な考え方の下、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法等、女性が社会進出できる機会が増えてきている。このような社会の変化に伴い、携帯電話やファッションの多様化等、子ども達の生活にも様々な変化が見られるようになっている。人は周囲の環境により進化・変化するものであり、それは回避することはできないことである。その上で、現代の子ども達を取り巻く環境はどのように変化しているのだろうか。そこで、本研究では少年少女に変化をもたらしている環境や要因および関連事項について明らかにすると共に、様々な視点から今後必要となる対策について考察していく。

1 章 考えられる家庭環境

この章では子ども達に影響を与える家庭環境が今どのような状況であるか、社会の変化による家族形態の変化や虐待について述べていく。

1.1 節 家族形態

現在の家族形態は、夫婦とその子どもに加えて親と同居する複合家族から、夫婦と子どもだけの核家族へ変化してきている。戦後の家族形態は、夫婦とその子どもと親(祖父母)が同居する複合家族が主流であり、夫が働き、妻が専業主婦になるのが一般的であった。その為、女性は結婚を気に仕事を辞め(寿退社)家にはいることが慣例となっていた。しかし、近年では未婚化や晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦がもつ子どもの数も漸減傾向にある。家庭に対する価値観の変化や女性の社会進出、家電製品の普及による家事労働の軽減、また、夫の雇用の不安定などに伴い女性が結婚しても仕事を辞めずにそのまま従業し続ける世帯が増加し、合わせて夫婦の共働きも一般化しつつある。

一方、家族形態の変化は 2005(平成 17)年の総務省「国勢調査」によれば一般世帯数は 4906 万世帯、世帯人員は 1 億 2597 万人と一世帯当たりの人員は 2.55 人と過去最低を記録した。これは 1985 年には一世帯当たりの人員が 3.14 人であったことから、この 20 年間に世帯の規模が 0.6 人分小さくなったことを意味している。世帯類型別構成割合を見ると、近年では「三世帯世帯」の割合は 1980 年の 12.2%をピークに低下傾向にあり、2005 年には 6.1%となっている。また、「核家族世帯」の割合も 1980(昭和 55)年の 60.3%をピークにやや低下傾向にあり、2005 年は 57.9%となっている。他方、「単独世帯」の増加は顕著であり、1975 年の 19.5%から 2005 年には 29.5%に上昇している。これは未婚化・晩婚化の進行を背景に単身者が増加し、更に家族と同居しないケースが増加していることや高齢化の進行に伴い高齢者の単身者が増加していることを反映している。三世帯世帯は家事などを多くの世帯人員で分担することが可能となるが、核家族世帯や単独世帯では少ない人員で担うこととなる為、男性も家事や育児への参加が求められてきたといえる。更に、育児や子育てが保育園や学童クラブ、地域の野球やサッカー、スイミングスクールなどのスポーツクラブ学習塾などに一時委託されることも増えてきた。そして、共働きに伴う性別役割分業の問題や老親の扶養の問題も表面化してきた。しかし、乳幼児期は母親の愛情が大切に

お問い合わせ先：〒814-0198 福岡市城南区別府 5 丁目 7-1 中村学園大学短期大学部
幼児保育学科 橋本弘治研究室 mail:hashimot@nakamura-u.ac.jp

あり、母親が育児に専念しないと子供が寂しい思いをするなど将来的にも取り返しのつかない傷を残す場合がある。これを、「三歳児神話」という。

1.2 節 虐待について

子どもの虐待の定義については、研究者や実務家の間で様々な意見があり、まだ十分なコンセンサスが得られているとは言い難いが、一応、親又は親に代わる保護者等による下記の4つの行為が虐待と位置づけられる。但し、「保護者等」には保護者以外に年長の同居、親族等が含まれる。

1 つ目は性的虐待であり、性的暴行を加えたり性的描写を見せる等、児童にわいせつな行為をすること、又は児童に強要してわいせつな行為をさせることなどが挙げられる。2 つ目は児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことなどの心理的虐待である。3 つ目は身体的虐待であり、児童に外傷が生じる、又は生じる恐れのある暴行を加えることである。例えば、たたく・つねる・殴る・激しく揺さぶる・振り回す・噛む・縛る・水につける・火を押し付けるなどであり、首を絞めるなども含まれる。4 つ目はネグレクト(養育の拒否や放置)であり、児童の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置である。

ここで留意すべきは、虐待であるかどうかは親の意図とは関わりなくあくまで子どもの視点、つまり、子ども自身が苦痛を感じているかどうかといった観点から判断されるべきであるということである。虐待の定義はあくまで子ども側からの定義であり、親の意図とは無関係である。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから虐待というのではない。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのである。虐待の判断においては、我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えていかなければならない。

1.3 節 原因

児童虐待は単一の原因で起こるものではなく、親の生育歴や思想、家庭の状況、児童自身の要因など多くの要因が複雑に絡まりあったときに発生するものと考えられている。

虐待者側の要因として、共通して虐待をしているという意識の低さがあり、自分自身の行為を虐待と認めない者が全体の64.9%に上っている。また、幼児期に虐待されて育った者が成長してから自らの子供に虐待するという世代間伝達があり、その裏付けとして虐待者が被虐待経験を持つ割合は39.6%となっている。この要因としては、虐待経験により自尊心や基本的信頼感が身に付かず成長する為、虐待を引き起こしやすいのではないかと考えられており、自分の親が暴力を用いたことが育児やしつけの方法として学習され、自分の育児法となる面もあることが指摘されている。つまり、虐待者の生育歴が児童虐待を引き起こす原因の1つであると言えるであろう。

虐待が起こる心理的メカニズムとしては、役割逆転説(児童に愛を求める)、同一視(自己嫌悪・罪悪感・無価値観を児童に投影)、転移性攻撃説、攻撃性の解離説(虐待経験、攻撃的自我の内面化)、脅迫性格説(自信欠如から導かれる脅迫性、完全志向)が主なものとして挙げられる。児童に対して非現実的な期待をしていたり、歪んだ認識を持っている時、児童に対するコントロール欲求が高い時にも虐待が生じやすい。更に、子育て中の母親の多くは悩んでおり、生活上の様々なストレスを抱えていることに原因がある。例えば、子どもの発育が遅いのではないかと、子どもの行動が気に入らない、父親が育児に協力的でない、経済的不安定等、様々なストレス要素がある中核家族化の進行や近所の人々との触れ合いの減少など本質的な問題解決の場所が減少しているのである。自分以外の母親が完璧に子育てを行っているように感じ、自分だけがうまく子育てできない、子どもの行動で自分が評価されているなどといった思い込みに陥りやすく、そうなることによってストレスが増加し、その矛先が子どもへと向かい虐待へと繋がっていくのである。

社会の要因としては、核家族化が進行した為、身近に育児について相談できる相手がいなくなり、また、以前は育児を手伝ってくれた祖母や祖父と別居している為に協力を頼めなくなった結果、親の育児負担が増えたことが要因となっている。更に、少子化が進んだために子どもの頃から子育てを身近に接する機会が乏しく、育児に不安を覚えるようになったり、加えて、情報化時代の進行により氾濫する育児情報に翻弄され、親はストレスを感じるようになったのである。

従って、この悪循環を断ち切り、虐待を解決するために周囲の理解と協力が絶対に必要であり、市の子育て支援センターや地域の子育てサロン、また、育児のための国からの補助金など社会や行政の対応が待ち望まれている。

2 章 考えられる学校環境

この章ではすべての子供たちの共生を図る為、学校で取り組まれている障害児教育に目を向け、障害についての知識を深めることを目的とする。特に、関わりの難しい学習障害について以下で述べていく。

2.1 節 障がいについて

障がいとは、主に身体障害と発達障害に分けられる。

身体障害		発達障害
・視覚障害 ・聴覚障害 ・平衡機能障害 ・音声・言語・そしゃく機能障害 ・肢体不自由 ・脳原性運動機能障害	・機能心臓障害 ・じん臓機能障害 ・呼吸器機能障害 ・小腸機能障害 ・直腸・ぼうこう機能障害 ・免疫機能障害	・精神発達停滞 ・広汎性発達障害 ・学習障害（LD） ・運動機能障害 ・注意欠陥及び破壊的行動障害 ・コミュニケーション障害

この中で学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち特定のものが習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。このことから、社会性の困難、運動の困難、注意集中・多動による困難を併せ持つことが多い。学習障害は症候群であり、個々の学習障害児・者たちが抱える困難は多様である。例えば、聞いて理解することはできるが、教科書や黒板の字を読んで理解することが困難となる読字障害やコミュニケーションや集団行動がうまく取れない社会性の困難などである。また、学習障害は教育的概念用語として定着しつつあるが、決して学齢期だけの問題ではなく、一生何らかの困難を伴うものとされている。

学習障害の直接の原因は個人に内在するものであり、中枢神経系の何らかの機能障害によるものと推定される。つまり、様々な感覚器官を通して入ってくる情報を受け止め、整理することにより関係付け、表出する家庭のいずれかに十分機能しないところがあるものと考えられているが、中枢神経のどの部分にどのような機能障害があるかについては未だ医学的には明らかにされていない状況にある。よって、学習障害は視覚障害・聴覚障害・知覚障害・情緒障害等の他の障害、あるいは児童生徒の生育の過程や現在の環境における様々な困難といった外的・環境的な要因による学習上の困難とは異なり、ある教科に対する学習意欲の欠如や好き嫌いによるものでもない。但し、言語障害については器質的又は機能的構音障害や吃音等の話し言葉のリズムの障害そのものは学習障害の直接の原因となるものではないが、話す・聞く等言語機能の基礎的能力に発達の遅れがあるという状態については、学習障害でも同様に見られることがあることに留意する必要がある。

学習障害の問題点として、このような学習の遅れが十分に理解されず、両親や教師の叱責、友人達からのからかいやいじめの標的になりやすい為、子供がますます学習の意欲を無くし、あるいは無用の劣等感に苦しみ、時には不登校や暴力行為などを起こすことがある。

2.2 節 障害児への対応

障害を持った子と向き合う為には障害についての知識を深めることが重要であり、知識を持った上でその障害にあった対応をしなければならない。そこで、ここでは障害児への対応について考えていく。

学習障害児に対する指導とは 3 つに分けられる。1 つ目は通常の学級における指導で担任が配慮して指導することやチームティーチングによる指導である。2 つ目はそれ以外の場における指導であり、通常の学級における授業時間外の個別指導、特別な場での個別指導である。そして、3 つ目に専門家による巡回指導などがある。

以下は指導上配慮すべき点を「心の面・学習面・学級内」について分けて示したものである。

心の面	学習面	学級内
・見通しを持たせる ・成就感、達成感を持たせる ・自尊心を高める ・自律性を育てる ・成功感や有能感を持たせる ・得意な分野を伸ばして苦手な課題にも挑戦して自信を付ける	・スモールステップで学習する ・具体化された教材を使う ・繰り返し、指導する ・フィードバックしながら学習する ・興味・関心を把握し、学習の動機づけや学習内容に生かす ・時間のかかることを理解し、根気よく指導する ・分かる目標の設定、明確な課題の提示を行う	・LD児の個性を大切にする ・他の子供たちからの理解を得る ・LD児にかかわる方法を指導する ・実態を把握した計画的指導をする ・余分な刺激・過剰刺激を排除し、集中できる学習環境の整備に努める ・座席の位置は、声掛けがしやすく、声が聞き取りやすい席にする

学習障害そのものへの対応として苦手なものごとに分け詳しく説明する。はじめに、聞くことが困難な子どもへの配慮として注意を促してから話しかけることや音声だけでなく動作・絵・文字などの視覚情報を同時に提示すること、同じ発音の単語でも様々な意味があることを知らせること、難しい言い回しを使わずにゆっくり話すこと、また、話を聞く時のルールや姿勢を具体的に確認することなどがある。次に、話すことが困難な子どもには自由に話せる雰囲気を作る(せかさず待つ・失敗を許容することや本人が表現したいと思っていることを汲み取り言語化すること、話しやすい身近な話題を取り上げること、話す内容の順序や構成等を文字や図で示すこと、また、話すことへの抵抗を取り除いて人と話をする時のマナーを確認することなどが必要である。更に、読むことが困難な子どもに対しては文字を大きくすることや間違いやすい文字にラインを引いたりして着目させること、他の行を隠すなどしてその行に着目しやすいうようにふりがなをふったり、また、1度読んであげたりすることなど子どもが興味・関心を持っている内容を提示することが重要である。加えて、書くことが困難な子どもには目と手の協応運動能力を向上させる為になぞり書きから始めて徐々に視写できるようにすることや辞書を使って漢字を調べさせたり、ワープロを活用させたりして書くことへの抵抗感を少なくすること、また、文に書きたいことはまず話すことを通して内容を整理して順に短冊に書いて並べるなど作文や日記を書くようにすることが重要である。最後に、計算が苦手な子どもには身近にある具体物・半具体物を使って数字と対応させることにより数の合成・分解が確実にできるようにすることや計算の手順を書いたボードを作って計算する時に示すこと、また、筆算の場合は繰り上がった数字等を書き留めておくようにさせることが大切である。その他として、空間認知に問題がある子どもにはマス目を使い桁をそろえる工夫をすることや図や絵を書いて問題を視覚的に捉えさせ、また、計算機を活用させることなどがある。

このように、指導者が様々な工夫を行い援助することによって学習障害の子ども達はより良い学習を行うことができるのである。

3 章 それぞれの環境で成長する中で生じる問題

子どもは年齢が大きにつれて心も成長し、自分の育った環境のことを考え始めるようになる。ゆえに、自分と向き合おうとしている、または、自分と向き合うのが怖くて逃げている子ども達が今どのような問題を抱えているのかを私達が理解しておく必要があるのではないだろうか。そこで、この章では第1章および第2章で述べた様な生活環境の中で育った子ども達に起こり得る問題（いじめ、非行）について述べていくことにする。

3.1 節 いじめ

いじめには学校・職場などにおける個人レベルのもの、団体・企業内の抗争など多種多様な局面があり、一部は社会問題化している。いじめに至る原因は多様であり、原因別の細かな対処が要望される。いじめについては大きく4つの立場に分けられる。

1 つ目はいじめる側である。いじめる側には故意の場合と本人に悪意のない場合がある。加害者および加害者に同調する者は、いじめは被害者の方が悪いと自分達の行為を正当化し、被害者に責任転嫁することが多く、同時に被害者への偏見を周囲に広めることもある。

2 つ目はいじめられる側である。誰でも被害者になりうる可能性があり、妬みや嫉妬、ケンカなどからいじめが起きやすいとされているが、1・2章で述べたようなネグレクトを受けていたり、障害を持っていることが原因となることもある。いじめられる側がいじめによって泣いたり苦しまなければいじめる意味がなくなっていじめを止めるという意見もあるが、勉強・恋愛などひとつしかない勝利者の座席を競いあう場合、いじめる側は勝利を掴むまでいじめを止めない。被害者が加害者側を主張する「欠点」を是正・改善することでいじめの軽減・終焉に至る例もあるが、それはいじめの悪質化・長期化が進行していない場合である。悪質化と長期化が進行している場合、加害者や周囲にとって被害者へのいじめ・差別・蔑視が事実上当然のことと認識されているので、欠点の是正・改善に効果がなく、その場合は転校・転職・転居なども有効な手段として考えられる。また、被害者が児童・生徒である場合、必要以上に他人に依存せず自分で問題解決をする姿勢をある程度身に付けることも教育上の観点から有益であるという意見もある。但し、辛くなったらすぐに周りに相談することが大切である。しかし、被害者が「自分にも責任がある」という視点を内面化すると被害者がいじめに対処する気持ちを失わせ、自己を蔑視するようになり、自殺や自傷などの行為に走る場合も多い。

3 つ目は周囲である。いじめの防止において最も重要な存在は周囲であり、周囲がいじめの進行を左右するといっても過言ではない。なぜならば、いじめられる人間は学校や会社などの集団生活の場で一緒に円満にやっけていく為、喧嘩によってその場から閉め出されるという状況を回避するために沈黙し、いじめる側に対して有効な主張や抵抗を行うことができないことが多いからである。いじめが周囲にある場合、特に苛められる側に入れられることを恐れて傍観者となることを選択し、いじめを止めさせることが出来ない場合にも責任が生じる可能性はある。将来を悲観した被害者が自殺に走るなどして刑事事件となった場合、事態を知りつつ放置した人間はいじめをあおった人間同様に加害者と同罪と見なされることがある。確かに難しいことではあるが、しかし、いじめは犯罪であり、よって、周囲はいじめる側に対していじめを止めるよう指導する法的責任が生じているのである。

最後に、4 つ目は管理者である。いじめが発生していることが明らかになった時点で学校であれば担任や校長・教頭、職場であれば管理職の地位にある人間がいじめの解決に取り組まなけれ

ばならない。いじめの存在を認識しながらも対処せず、自殺などの取り返しのつかない事態が発生した場合には管理責任を問われ、減俸や辞職等の処分、または、その後の昇進などで不利な扱いを受けることになるのである。そこで、いじめの存在を認識しながらもその事実を報告せず覆い隠そうとするケースも珍しくなく、「いじめの事実はなかった」などと公式の報告書に記載される場合もある。この結果、被害者の家族が学校や職場に対する不信感を増幅し裁判沙汰になることもしばしばある。例として、暴力を伴ういじめが行われている場合にそれを止めるため教師がやむを得ずいじめ側の人間を殴るなどの行為を行ってしまうことがある。しかし、近年日本において体罰全般を否定的に見る風潮が強まっていることから「教師による体罰だ」として（いじめ側の人間の）保護者から苦情を受け、結果として教師が処分されるといったケースが多く見られる。このことが管理者がいじめを把握しつつも解決・対処することができない一因になっているのである。

以上がいじめの主な立場である。言うまでもなく、いじめの後はアフターケアが大事である。悪辣かつ長期化したいじめの場合、被害者の心の傷は深く、性格そのものが変容する場合がある。深刻な心理的・肉体的・性的虐待を受けた後ではいじめそのものが解消した後でも、本人のみではケアが困難となる。その場合には精神科医やカウンセラーに相談することも重要である。

3.2 節 非行

現在の非行の実態としては、万引き・自転車盗、薬物乱用、暴走行為、家庭内暴力・校内暴力などがあり、特に万引き・自転車盗などの初発型非行は大量生産・大量消費時代のひずみを表したもので、溢れるほどの物の氾濫と物を大切にしない風潮（もったいないの精神の欠如）の中で規範意識の荒廃が広がっていると言える。それまで非行を犯したことの無い普通の少年が友達と集団的に面白半分で店舗から商品を盗み、罪の意識もなく時には自慢げにそれを見せ降らしたりすることさえある。また、最近の傾向としてはいわゆる「いい子」と言われる子どもたちが非行に走るケースが多くなってきている。

その原因の一つとして、まず、子ども自身の問題が挙げられる。最近の少年犯罪には社会のルールを守るといった規範意識に欠けているケースや自己中心的で被害者の気持ちを考えないケースが目立っている。また、他人とのコミュニケーションが苦手なことからイライラや不安が非行となって現れることもある。また、学校の問題として子どもは成長するに連れて家庭の他、学校における友達と教師との触れ合いがその人格形成に大きな影響を与えるようになるが、最近では学校がつまらない・授業が分からない・成績が悪いなど学校への不適応を示す子どもが目立ち、特に非行少年にこの傾向がみられる。そして、周囲の大人が成績だけで良い子・悪い子という評価をしてしまうところにも問題があると言える。成績だけでなく、その子の持つ長所や個性を見つけてそれを評価することにより本人にやる気を起こさせることが大切である。更に、地域社会の対応にも問題がある。最近では地域社会が子どもに無関心であり、一昔前には地域の大人達が悪いことをする子どもにその場で注意するなど地域におけるしつけによって子どもたちが規範意識を身につけていった面があった。例えば自分の子供でなくとも「悪いことは悪い」と周りの大人がきちんと注意し、本人に自覚させることが大切なのである。

その他の原因としては、家庭における親子の触れ合いが少なくなるなど親子の関係が希薄になる中、自分の子供が非行を行っていたとしてもそれを知らない場合や黙認している親が見受けられるなど親の規範意識の欠如が挙げられる。まず、家庭において善悪の区別や社会のルールを守ることなどについて幼児期から親がしっかりとしつけを行っていくことが大切である。加えて、育ち方・育て方に問題があると言われている。子どもの人格形成や人間関係の構築において最も重要な役割を果たすのは家庭であり、「いい子」の殆どは我が子の教育に熱心な両親の下で育っている傾向が強い。また、小学校へ入る前から何らかの習い事を始め、中には親から「遊びはムダである」と言われていた者もいる。小学生になると親が子供のスケジュールを決め、子どもは親

の顔色を窺いながら親が喜ぶのが最善であると思い込み、親からの愛を（受け入れ）失うことを恐れ、親の願いに応えようと頑張ってしまう。これが子どもにとって大きな負担となり、結果として親の熱心さがわが子を追い込むことになっているにも拘らず、親が気付かないまま精神的な虐待を行っていたことが現実ではないだろうか。「いい子」は思春期になってもあるがままの自分を表現することもなく、自分について悩むこともなく、一見すると大人からは素直ないい子と映る。勿論、子どもが幼い時から習い事をするのは悪いことではないが、ただ、一律に子供の関心や能力を無視し、親の熱心さだけで始めるとしたらそれは間違っている。すなわち、親がリードして良い絵本に触れさせ、いけない行動を厳しくしつけることは必要であり、その上で親の願いをわが子に託すのではなく、親自身が今を生き生きと過ごすことが最大の教育である。

4 章 さまざまな対応策

これまでに取り上げてきた問題に対して、現在行われている対応策には沢山の種類があり、また、多くの人々が取り組んでいる。しかし、その中でも家庭や地域が取り組む対応策は子ども達に一番影響力を与えると考えられる。そこで、この章では特に地域社会に関して視点を置き、現在注目されている活動などについて述べていくことにする。

4.1 節 注目されている活動

現在行われている非行防止活動の中で一番注目されているのが夜回り先生こと水谷修氏の活動である。市立の高校に勤めていたが、素行の悪い生徒を見放す発言を他高校の先生から聞いたことにより、定時制の高校に移動することを希望したのである。彼は教員生活の殆どにおいて、生徒指導を担当し、中・高校生の非行・薬物汚染・心の問題に関わり、生徒の更生と非行防止および薬物汚染の拡大予防の為に活動を精力的に行っている。例えば深夜の繁華街のパトロールを通して、多くの若者たちとふれあい、彼らの非行防止と更生に取り組んでいる。その一方では、全国各地からのメールや電話による様々な子どもたちからの相談に答え、子どもたちの不登校や心の病、自殺などの問題に関わっている。その現場での経験をもとに、専門誌や新聞、雑誌への執筆、テレビ・ラジオなどへの出演、また日本各地での講演などを通して子どもたちが今直面している様々な問題について訴えている。

何故これほどに水谷氏が様々な人に頼られ彼自身も一生懸命になれるのだろうか。それは、彼が「子どもたちは歪んだ大人社会の犠牲者だ」と考えているからである。これまでも非行に走っている子どもや引きこもっている子どもたちなど様々な問題は存在していたが、これほどの社会問題になってきたのは最近のことである。社会が変わって行く中で合わせて問題も変わって行くことは仕方のないことであるが、この結果をどのように受け止めどのように行動するのが大切なので、彼の考えのように子ども達が明るい未来を築ける為にも、大人が子供のことをよく考えて行動していくことが大切なのではないだろうか。

4.2 節 家庭の取り組み

家庭の原状として、核家族化や少子化の進行、父親の単身赴任や仕事中心のライフ・スタイルに伴う家庭での存在感の希薄化、女性の社会進出にも拘らず遅れている家庭と職業生活を両立する条件の整備、家庭教育に対する親の自覚の不足、親の過保護や放任などから家庭における教育力は低下する傾向にあると考えられる。平成5年の総理府の世論調査では、家庭の教育力が低下していると思う点として「基本的生活習慣が身につけていないこと」が最も多く、家庭の教育力が低下していると思う理由として「過保護・甘やかせ過ぎる親の増加」や「しつけや教育に無関

心な親の増加」が指摘されている。また、親が子供と一緒に過ごす時間については、諸外国に比べて特に父親が少ないことが指摘されている。しかし、平成5年の総理府の別の世論調査によると、「10年前に比べて、家庭を重視する男性が増えている」と感じている人の割合は72.1%、また、20歳代から30歳代の人々の80%以上は「今後、男性が子育てや教育などに参加して家庭生活を充実し、家庭と仕事の両立を図るためには、企業や仕事中心のライフ・スタイルを変える方がよい」と考えている。このように、国民の多くが仕事中心から家庭や子育てを大切にする生活へと意識が変わってきていることも窺える。

地域社会については都市化の進行、過疎化の進行や地域社会の連帯感の希薄化などから、家庭の原状と同様に地縁的な地域社会の教育力は低下する傾向にあると考えられる。例えば、平成5年の総理府の世論調査を見ると、自分と地域の子供との関わりについて、「道で会ったとき声をかけた」36.3%、「危険なことをしていたので、注意した」35.8%、「悪いことをしたので注意したり、しかったりした」28.3%、その一方で「特にない」は29.9%となっており、約3割の人が地域の子供との関わりを全く持っていないと答えている。しかしながら、平成6年の文部省の調査において、子供の健全な成長のために地域の大人たちが積極的に子供たちに関わっていくべきと思うかについて子供たちの保護者に尋ねたところ、「積極的にかかわっていくべきだと思う」、「どちらかといえばかかわった方がよいと思う」と答えた者の合計は89.3%に上り、保護者の意識の上では地域社会が子供たちの成長に関わっていくべきであると考えていることが分かる。また、平成2年の総理府の世論調査は、地域活動、子供会やスポーツなどの指導、社会福祉活動等といった、いわゆる社会参加活動については「参加している、あるいは参加したことがある」と答えた者が増加していることを示しており、さらに、平成5年の総理府の世論調査では、特にボランティア活動に対して地域社会の人々の参加意欲が高まっていることが示されている。

このように、最近では地域活動への参加・理解が深まっており子ども達にもより良い環境が提供されるようになってきた。

まとめ

これまでに述べたように、子ども達を取り巻く環境には問題が多く存在する。その問題も時代の移り変わりと共に変化してきており、それに沿った対応をしていくことがこれからの課題である。どのような環境においても子ども達が大人から与えられる影響が大きく、日頃から先入観を持った大人の考えを押し付けられている子ども達はその考えを鵜呑みにし、子どもの中では固定観念となってしまう。つまり、子どもが大人になる過程で、その考えを何かのきっかけで正されない限りその考えをまた自分の子どもに伝えるという連鎖が起こっていくのである。このことから分かるように、子どもの周りを取り巻く環境の一員である大人が適切な環境を与えることが大切である。しかし、「こう育てたい」という大人の理想通りに育てるのではなく、大人はヒントを与えるだけで最終的な選択・決定権は子ども自身にあるということを忘れてはならない。

おわりに

この論文は中村学園大学短期大学部 幼児保育学科 橋本弘治研究室において2008年から2011年に作成した卒業研究論文です。当研究室では卒業研究論文集を「幼児保育」と中村学園の学園祖 中村ハル先生の遺訓「努力の上に花が咲く」を組み合わせ「中村学園大学短期大学部「幼花」論文集」（以下、「幼花」論文集と記す。）と名付けております。但し、これは中村学園大学短期大学部としての正規の発行物ではありません。「幼花」論文集は当研究室にて作成した卒業研究論文の論文集です。

卒業研究論文は2008年より当研究室のホームページにて概要のみを公開しておりました。また、「幼花」論文集は卒業生への配布を目的として、基本的には非公開を前提として、パスワード保護により当研究室のホームページよりリンクしておりました。但し、個別にお問い合わせを頂いた教育・研究機関の関係者にはご理解頂いた上でお渡ししております。

この度、2018年8月現在においてパスワード保護が何らかの理由で解除され、「幼花」論文集が一般公開されている事実を確認いたしました。この事実に関しまして、ホームページを公開する者として管理不行き届きがありましたことを心よりお詫び申し上げます。

これまでリンク元である当研究室のホームページより論文へアクセスされた方はご理解された上でご覧いただいていると思いますが、それ以外の経路により直接論文へアクセスされた方には誤解を生じる論文集の名称であることから、この度、この文面を「幼花」論文集のすべてに追記することにいたしました。また、これまで卒業生への配布と総合演習（卒業研究）発表会での使用を前提としておりましたので、著作権表示として「中村学園大学短期大学部」と表記しておりましたが、「お問い合わせ先」と変更しております。尚、「幼花」論文集の詳細についてはリンク元である当研究室のホームページをご覧ください。

<http://www.nakamura-u.ac.jp/~hashimot/members/members.html>

「幼花」論文集は保育・幼児教育を中心として、保育者を目指す学生が真摯に取り組んだ卒業研究の成果集です。当研究室としましては、この「幼花」論文集が教育・研究をはじめとして、子ども達を取り巻く環境改善の一助となることを希望しております。

上記をご理解の上、本文をご覧くださいますようお願いいたします。

2018年8月8日
中村学園大学短期大学部
幼児保育学科 橋本弘治